
令和7年度（2025年度）事業計画書

1 事務局

豊島修練会は公益財団法人に移行（平成24年4月1日付）して、今年度で14年目になる。公益財団法人として大事にしていることは、法人自治と自己責任経営を軸に公益目的事業を展開し、設立目的の実現を図っていくことである。

事務局としては、令和7年度（2025年度）も本法人のガバナンス（機関運営、統合機能）を十分に発揮させ、本法人の目的の一層の実現化を目指し、1館2荘の経営にあたるとともに公益目的事業を一層充実させ、社会貢献に尽力する所存である。

令和7年度（2025年度）は、以下の6点を重点に事務局の業務を進めることとする。

- 1 本法人の所管官庁である内閣府に的確な提出・届出などを行うこと
- 2 本法人の経理上の安定化を実現していくために、利用者の増大を図るとともに、経費の適切かつ地道な節減、修繕費等の査定の厳格化の推進
- 3 各種設備更新・修繕工事の査定の厳格化の推進
- 4 新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染防止や時宜を得た防災・減災対策、利用者の安全・安心への対応の強化
- 5 公益目的事業を円滑に展開していくために、評議員会、理事会、監事はもとより職員同士や職員と利用者等との間において、それぞれ独自性を尊重し合い、かつきめ細やかな報告・連絡・相談・記録の継続
- 6 利用者及び不特定多数の人に対する広報活動である定期的な広報紙の発行、掲示物、ホームページの活用と更新及び公告や資料の閲覧などによる情報公開・情報開示を通して、透明性の高い説明責任を果たす経営の推進

(1) 貸室事業の推進

不特定かつ多数の人たちの教育・文化・福祉にかかわる活動のために施設を貸与し、それらにかかわる活動の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する事業を行う。安全で清潔な施設を貸与し、活動の場を提供する。

(2) 各種活動への支援（個人・団体への教育・文化・福祉にかかわる活動）

個人・団体それぞれの活動内容に応じて、懇切丁寧な支援を行う。

(3) 主催・共催事業の開催の推進

高齢者を主とした成人のための映画鑑賞会など教育・文化・福祉にかかわる共催事業を推進し、地域社会の健全な発展に貢献する。

(4) 事業推進のための基礎の充実

① 経理的基盤

- ・ 会館の施設・設備の充実・維持・管理、運営などのために、室料の収入や共通会計からの繰入金収入を充てる。
- ・ 6年ぶりに室料を約一割程度の値上げを行う。
- ・ 経理処理は本法人担当役員と委託の税務会計事務所担当者が行う。
- ・ 各月の経理状況を比較・検討し、複数の担当者がかわることによって財務基盤の明確化と経理処理の適正化を図るとともに、諸経費を見直し、節減に努める。
- ・ 安全性を確保（施設・設備の計画的改修・修繕）するための必要な予算措置を計画的に講じる。
- ・ 収支予算書は一般の閲覧に供するとともに、貸借対照表は開示対象であるため、ホームページ上に公開する。
- ・ 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入、「電子帳簿保存法」改正に伴い、適正な会計処理を進める。

② 技術的能力

- ・ 利用者の自己実現を図る取組への援助、協力を行う。
- ・ 児童生徒等への教育活動を援助する。
- ・ 利用者の活動を念頭に施設・設備の充実に努めるとともに、活動を支援する。

3 臨海学寮・林間学寮を活用した事業（公益目的事業2）

（1）学寮としての貸室事業の推進

- ① 新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等による感染（以下ウイルス感染）対策に重点を置いた以下の取り組みを継続する。
 - ・ 団体利用については、継続利用団体を中心に安全な利用ができるようにする。（空調、換気、消毒、等）
 - ・ 団体が宿泊する期間に荘管理人や従業員が発症した場合、隔離や欠員を補充し、閉荘にならないようにする。
- ② 賛助会員への情報提供と、一般の団体への広報活動を進める。（ホームページの活用、情報提供の在り方の工夫）
- ③ 団体利用の少ない時期に、自然に親しむ体験を重視した自主事業を実施する。（ウイルス感染の状況をふまえ、実施の可否を判断する。）

（2）各種活動（少数団体・多数団体、宿泊訓練・野外活動）に対する支援

- ・ 勝浦市・茅野市との連携を継続し、教材になるような情報の提供に努める。

（3）主催・共催事業の推進

- ・ 臨海学寮や林間学寮の環境を活かした自然体験教室を企画実施する。（林間学寮については昨年度に引き続き巣箱作りワークショップ、きのこ教室を計画中。）

（4）事業推進のための基礎の充実

① 経理的基盤

- ・ 学寮の施設・設備の充実・維持・管理、運営に、寮費や賛助会費などの収入、共通会計よりの繰入金収入を充てる。
- ・ 経理処理は本法人事務局事務職員・担当役員と委託の税務会計事務所担当者が行う。
- ・ 収支予算書は一般の閲覧に供するとともに、貸借対照表は開示対象であるため、ホームページ上に公開する。
- ・ 経費の節減に努める。（閉荘期の経費の見直しなど）

- ・ 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入、「電子帳簿保存法」の改正に伴い、引き続き二荘の管理人とも連絡を密に取りながら適正に事務処理を行う。

② 技術的能力

- ・ 貸室事業は本法人事務局事務職員・役員が担当し、運営管理する。運営管理にあたり、貸室の状況の把握、利用者との連絡を的確に実施するために、電子メールを活用する。
- ・ 学寮としての適切な管理にあたるため、管理人を配置する。
- ・ 貸室事業を円滑に進めるために安全面・衛生面を整備し、学寮の内外の設備の充実を図る。令和7年度(2025年度)は下記の内容を重点に、備品や建具等の更新・修繕を実施する。

《安全面の整備》

防災計画の見直しと避難経路の確認

消防署など関係機関との連携強化

防火・防犯のための荘周辺の整備

罹災時その他必要に応じた市や市民への施設の提供

《衛生面の整備》

布団のレンタルの継続、シーツ等の管理

従業員の衛生管理意識の徹底（食物アレルギーへの理解と対応・事務局との情報共有）

《設備の充実》

学寮の老朽化に伴う施設・設備の更新・修繕（臨海学寮の外灯の更新、林間学寮の水回りの修繕、樹木の剪定、等）

必要備品の補充（非常用備蓄食の更新、ウィルス感染予防のための消耗品の補充等）

4 教育文化会館の一部の賃貸事業

(収益事業1)

(1) 賃貸している団体や法人

- ① 令和4年4月より5年間、グリーンホールは平日午前中、豊島なでしこ幼稚園に貸与し、幼稚園は教育活動に利用する。
- ② 令和4年4月より5年間、4階東側部分は東久留米市に貸与し、東久留米市教育委員会は、教育相談、不登校児童生徒のため学習適応教室等に利用する。
- ③ 令和6年8月より3年契約で、4階西側部分を㈱4tuneに貸与する。(2回目の更新)
- ④ 令和6年2月より3年契約で、5階西側部分はエッセンシャルアカデミー進学塾に貸与する。(2回目の更新)
- ⑤ 令和6年1月より3年契約で、1階西側部分は株式会社クルメディアにFM放送のスタジオとして貸与する。(2回目の更新)
- ⑥ 令和7年4月より3年契約で、5階東側部分を三恵株式会社に貸与する。

(2) 賃貸料の活用

教育文化会館の貸与で得た料金は、教育文化会館の利用者一人一人が安全で有意義な活動ができるよう、施設・設備などの充実・維持・管理、運営に活用する。

(3) 今後の課題

4階と5階は東久留米市の教育センターが使用することを前提に建てられていたので、各テナントに合わせた仕様になっていない。問題点が出てきた場合は、その都度対応していきたい。